現場説明書

【修繕名】　総合学習センター吸収冷温水機分解整備修繕

1　共通事項

本現場説明書の選択事項については、☑の付いたものを適用する。

2　設計図書の適用

設計図書の適用順位は、原則として次のとおりとする。また、下記で選択した各標準仕様書等の「用語の定義」「書面」の文中「署名又は押印された文書」とあるのは、「文書の真正性が確認された文書」と読み替えるものとする。

（1）質問回答書（（2）から（5）までに対応するもの）
（2）現場説明書
（3）特記仕様書
（4）図面
（5）
- ☐ 公共建築工事標準仕様書（令和7年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ☐ 公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ☐ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ☐ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ☑ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ☑ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ☐ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ☐ 公共建築木造工事標準仕様書（令和4年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ☐ 建築工事標準詳細図（令和4年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
- ☐ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
- ☑ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和7年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修

3　施工条件の明示

明示された条件が現場状況、関係機関等の協議により異なる場合は別途協議とする。

明　示　事　項		
（1）　影響を受ける他の工事	対象　有	対象　無
ア 別途契約の関連工事	☐	☑
イ 本工事に近接ないし競合して予定している工事	☐	☑

分類	他工事の名称	発注機関	影響を受ける箇所	影響を受ける期間	影響を受ける時間

明 示 事 項

（2） 施工項目

項目	内容
☑ ア 施工時間 ☐ イ 概成工期 ☑ ウ 施工方法・手順 ☑ エ 仮設・搬入路 ☐ オ 関係機関との協議 ☐ カ 工事説明会の実施 ☑ キ 安全配慮 ☑ ク 環境配慮（騒音・振動等） ☑ ケ 施設管理者との調整 ☐ コ 地下埋設物・埋蔵文化財等 （種類、管理者、事前調査・移設期間等）	ア 施工時間については、原則として平日の8時30分～17時までとし、事前に監督員及び事業担当課と協議を行うこと。 ウ 契約後すみやかに監督員及び事業担当課と協議の上、工程表を作成し提出すること。 エ、キ 機材等の搬出入時は周囲の安全に配慮すること。 既存物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告の上、受注者の責任において、現状復旧を行うこと。 機器、材料搬出入時は第三者災害の無いように作業を実施すること。 ガードフェンス及びカラーコーンで区画すること。 ク 停電、断水、騒音、振動、臭気等の出る作業については施設利用者に配慮した工程とし、事前に工程表を提出し承認を得ること。 ケ 作業範囲・作業日・搬出入日に関しては、事前に工程表を提出し、監督員、事業担当課の承認を得ること。

（3） 工事用地等について

ア 本工事に関わる用地

☑ 市有地です　　☐ 市有地ではありません

敷地位置	面積	所管・所有者	使用条件
相模原市中央区中央3-12-10	－	相模原市	作業エリアを区画し、安全対策を十分に実施すること。

イ 本工事のうち発注者で工事上借地する箇所

☐ 借地あり　　☑ 借地なし

敷地位置	面積	所管・所有者	使用条件

明 示 事 項

（4） 監督職員事務所の設置等

ア 監督職員事務所　　☐ 設ける　　☑ 設けない

イ（　　）　☐（　　）

ウ（　　）　☐（　　）

（5） 発生材の処分等

ア 建設発生土指定処分

☐ 有り（現場説明書（別添）公共建設発生土の指定処分に関する仕様書（　）参照）　☑ 無し

※参考

建設発生土をダンプカーに積み込む場合には、積載の荷姿を水平積みとし、大型車(注1)に関しては、荷台枠から10cmを超えないこと。(注2)

（注1）積載量9．5t積みのダンプカーをいう。

（注2）粘性土（関東ローム層等）を対象とする。なお、過積載に十分留意すること。

指定処分地

（ア） ☐ 受入地名　篠崎建材株式会社
所在地　神奈川県愛甲郡愛川町角田字小沢室久保964番1外
処分費　　円/㎥ 消費税別 （地山土量）

（イ） ☐ 受入地名　東清砿業 有限会社
所在地　神奈川県相模原市緑区寸沢嵐字新戸2347－イ番地外
処分費　　円/㎥ 消費税別 （地山土量）

（ウ） ☐ 受入地名　一般廃棄物最終処分場
所在地　神奈川県相模原市南区麻溝台3412－2ほか
処分費　なし

（エ） ☐ 受入地名　厚木市下荻野（UCR）
所在地　神奈川県厚木市下荻野宮之浦1920
処分費　　円/㎥ 消費税別 （地山土量）

イ 建設発生土の工事間流用

☐ 実施する　　☑ 実施しない

☐ 受入地名　A&A（現場説明書（別添）公共建設発生土の指定処分に関する仕様書参照）
所在地　神奈川県相模原市南区新磯野67外
試験項目　地質（土壌）分析（溶出28項目、含有9項目）、ダイオキシン類（含有）試験及び土質試験を行い、試料採取は原則として、5地点混合方式で行うこと。具体的な採取場所については監督員並びに受入地と協議すること。
手続き　（別添）公共建設発生土の指定処分に関する仕様書の第3条、第4条、第8条によらず、搬出に関する手続きについては、監督員並びに受入地と協議すること。

ウ 建設発生土の土質改良のうえ埋戻し材としての使用

☐ 行う　　☑ 行わない

エ 現場において再資源化を図るもの （現場説明書（別添）残材の処理及び再生材の利用に関する仕様書参照）

☐ 有り　　☑ 無し

明 示 事 項

オ 特別管理産業廃棄物

☐ 有り　　☑ 無し

（6） 特定元方事業者の指名 （【特定元方事業者の指名】参照）

☐ 有り　　☑ 無し

【特定元方事業者の指名】

特定元方事業者の指名「有り」と明示されたものに適用する。

市は労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づき、本工事受注者を特定元方事業者に指名することがあり、指名された受注者は同条第1項に規定する措置を講ずること。指名されなかった受注者は、指名された受注者に協力すること。

（7） 電気保安技術者

☐ 配置する　　☑ 配置しない

（8） 履行報告書

☐ 提出する　　☑ 提出しない

（9） 契約不適合点検

☐ 実施する　　☑ 実施しない

（10） 石綿含有に関する事前調査 （【石綿含有に関する事前調査】参照）

☑ 実施する（ ☐ 分析調査する ☑ 分析調査しない ）　　☐ 実施しない

【石綿含有に関する事前調査】

石綿含有に関する事前調査「実施する」と明示されたものに適用する。

大気汚染防止法に基づき、当該工事の受注者は当該工事が特定工事（特定粉塵排出等作業を伴う建設工事をいう）に該当するか否かの調査を行い、その結果や届出事項等を発注者に書面で説明しなければならない。

受注者は石綿含有建材の有無にかかわらず、以下の規模要件のいずれかに該当する場合は、事前調査結果を石綿事前調査結果報告システムにて報告すること。

（1）躯体部分の延べ床面積が80平方メートル以上の建築物の解体工事

（2）請負代金が税込100万円以上の建築物の改修工事

（3）請負代金が税込100万円以上の環境大臣が定める工作物の解体または改修工事

【石綿事前調査結果報告システム】　https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/

また、上記結果等を工事場所に掲示するものとする。

（検体の採取・分析はJIS A 1481-2、JIS A 1481-3「建材製品中のｱｽﾍﾞｽﾄ含有率測定方法」を参考とする。）

（11） 公共建築物の工事に伴う室内空気環境測定（試料採取方法等は特記仕様書等による）

☐ 実施する　　☑ 実施しない

（12） その他

☐ 騒音規制法を遵守すること。（工事中遵守すべき法令・条例）

☐ 建設機械の「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」「排出ガス対策型建設機械指定要領」の遵守。

低騒音型・低振動型建設機械

建設機械の「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」「排出ガス対策型建設機械指定要領」の遵守が適用されたものに適用する。

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定 （国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

明 示 事 項

排出ガス対策建設機械

建設機械の「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」「排出ガス対策型建設機械指定要領」の遵守が適用されたものに適用する。

受注者は、工事の施工にあたり表1−1に示す一般工事用建設機械を使用する場合、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第2次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第214号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。ただし、平成6年度建設機械技術評価制度公募課題 「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすことができる。ただし、これにより難い場合、監督員と協議するものとする。

表1−1

機　種	備　考
一般工事用建設機械 ・ﾊﾞｯｸﾎｳ・ﾄﾗｸﾀｼｮﾍﾞﾙ（車輪式）・ﾌﾞﾙﾄｰｻﾞ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式）・油圧ﾕﾆｯﾄ（以下に示す基礎工事用機械のうち、ﾍﾞｰｽﾏｼｰﾝとは別に、独立したﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動の油圧ﾕﾆｯﾄを搭載しているもの；油圧ﾊﾝﾏ、ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭、圧入・引抜機、ｱｰｽｵｰｶﾞ、ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機、ﾘﾊﾞｰｽｻｰｷｭﾚｰｼｮﾝﾄﾞﾘﾙ、ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ、地下連続壁施工機全回転型ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機）・ﾛｰﾄﾞﾛｰﾗｰ ﾀｲﾔﾛｰﾗｰ、振動ﾛｰﾗｰ、ﾎｲｰﾙｸﾚｰﾝ	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ（ｴﾝｼﾞﾝ出力7.5kw以上260kw）を搭載した建設機械に限る。

□　近隣等への工事の周知を行うこと。

☑　火災保険

契約条項第57条第1項に基づく火災保険等の内容等については、次のとおりとする。

ア　保険の契約方法は、個別契約又は総括（包括）契約のいずれかとする。
　ただし、総括（包括）契約の場合には、イ～カが確認できる保険会社発行の証明書等を監督員に提出すること。

イ　被保険者は、発注者、受注者及び全ての下請負人等を含めた工事関係者とする。

ウ　保険の種類は、「普通火災保険」「建設工事保険」「組立保険」のうちいずれかとする。

エ　保険期間は、工事着工の日から工事目的物引渡しの日までとする。

オ　保険の対象は、当該工事請負契約の対象となっている工事全体（工事目的物及びその材料並びに工事用仮設物など）とする。

カ　保険の保険金額は、請負金額とする。ただし、火災保険については、杭工事部分に相当する金額を除くことができる。

キ　保険証券等の提出
　受注者は保険の契約の都度、直ちにその証券又はこれに代わるものを提示するとともに、その写しを監督員に提出する。

□　消防計画

消防法施行規則第3条に基づき消防計画を作成する必要がある場合、受注者はその作成に協力すること。
（消防計画を変更する場合も同様とする）

☑　工事写真の電子納品（別添「工事写真の電子納品に関する仕様書」参照）

明 示 事 項
4　その他の事項 （1）環境方針を遵守すること。 （2）公共事業労務費調査に対する協力 　受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合は、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後についても同様とする。 ア　調査票に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等、必要な協力をしなければならない。 イ　調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。 ウ　正確な調査票等の提出がなされるよう労働基準等に従い就労規則を作成するとともに、賃金台帳を調整保持する等、日頃より使用している現場労務者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 エ　対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 （3）共通費実態調査に対する協力 　受注者は、当該工事が発注者の実施する共通費実態調査の対象となった場合は、概ね工事完成後1か月程を目途に、監督員から配布のあった調査票に必要事項を正確に記入し、監督員に提出しなければならない。 （4）工事現場等における施工体制の点検（適正化法） 　受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（適正化法）」第15条第3項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。 （5）個人情報保護 　受注者は、個人情報の安全管理について内部における責任体制を構築するとともに、個人情報を取扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、相模原市個人情報保護条例及び関係法令等を遵守しなければならない。 （6）工事における「創意工夫・社会性等に関する実施状況」 　受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会や住民に対する貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに別添「創意工夫・社会性等に関する実施状況」により提出することができる。 （7）特定作業の届出 　指定区域内（工業専用地域及び旧4町（城山・津久井・相模湖・藤野）以外）において騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、本市環境保全課に作業開始の7日前まで（作業開始日−8日）に、特定建設作業実施届出書を提出すること。 （8）熱帯材型枠の使用抑制 　受注者は、工事の施工に当たりコンクリート型枠を使用する場合は、「相模原市環境方針」の趣旨を理解し、地球環境保全の観点から、従前使用されていた熱帯材を原料とするコンクリート型枠用合板を代替型枠材料（鋼製型枠、針葉樹型枠、複合型枠等）へ転換することにより、熱帯材使用型枠を使用しないよう配慮するとともに、その工事の作業条件等により、受注者の責任と費用負担により選択するものとし、コンクリート型枠用合板（針葉樹合板、複合型枠）を使用する場合は、塗装されたものを極力使用し、その型枠の転用の増加を図るものとする。 （9）指定工事店 ア　受注者は、工事施工において、給水設備工事（給水装置に該当するもの）を施工する場合、又は当該工事において下請契約を締結する場合には、受注者や当該下請工事の受注者が神奈川県営水道指定給水装置工事事業者（注）でなければならないとともに、滞りなく申請業務を行うものとする。 （注　相模原市簡易水道事業区域については、相模原市簡易水道指定給水装置工事事業者に読み替えるものとする。） イ　受注者は、工事施工において、排水設備工事を施工する場合、又は当該工事において下請契約を締結する場合には、受注者や当該下請工事の受注者が相模原市指定下水道工事店でなければならないとともに、滞りなく申請業務を行うものとする。

明 示 事 項

（10） 保険の付保及び事故の補償

ア 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

イ 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

ウ 掛金収納書の提出

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1か月以内に、発注者に提出しなければならない。

エ 添付実績報告書の提出

受注者は、工事完成時に、「建設業退職金共済証紙添付実績報告書」を監督員に提出しなければならない。

（11） 建設リサイクル法への対応等

ア 受注者は、建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の趣旨に基づき、建築物等に用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に積極的に努めること。

イ 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を積極的に使用するように努めること。

ウ 建設リサイクル法により、通知・説明等が必要となる場合には、遅滞なく必要な通知・説明等をすること。

（問い合わせ先）

◇関係法令等に関すること

国土交通省ホームページ（総合政策、リサイクル）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html

◇通知・書式・基準等に関すること

相模原市都市建設局まちづくり推進部建築政策課（建築指導班）

電話042－769－8253

（12）法定外の労災保険の付加

本工事において、受注者は法定外労働災害補償制度（法定外の労災保険）に付さなければならない。また、受注者は保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者（監督員）に提示すること。

（13）工事中の安全確保に関すること(外国人労働者への安全衛生教育の留意事項)

受注者は、外国人労働者への安全衛生教育をはじめ、工事現場において、朝礼、KYK（危険予知活動）、安全訓練等を実施するに当たっては、「外国人労働者安全衛生管理の手引き」（※）を参考に、母国語に翻訳したテキスト教材や動画教材、音声翻訳アプリ、「やさしい日本語」の活用など、当該外国人労働者がその内容を容易に理解できる方法により行うこと。

現場説明書（別添）

目次

~~◇　公共建設発生土の指定処分に関する仕様書~~

~~◇　公共建設発生土の指定処分に関する仕様書（ＵＣＲ厚木市下荻野）~~

◇　建設副産物実態調査に関する仕様書

~~◇　残材の処理及び再生材の利用に関する仕様書~~

~~◇　スラグ入りアスファルト合材の舗装工事に関する仕様書~~

◇　現場代理人等の氏名等の取扱に関する仕様書

~~◇　舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する仕様書~~

◇　施工体制台帳等の作成に関する仕様書

~~◇　創意工夫・社会性等に関する実施事項~~

~~◇　共通費実態調査（本調査）の実施について（協力依頼）~~

◇　工事写真の電子納品に関する仕様書【営繕工事編】

建設副産物実態調査に関する仕様書

（目的）

第１条　本仕様書は、建設工事の現場から発生する建設副産物についての発生量及び再生資源利用量の実態把握を目的に定めるものとする。

（対象工事及び調査品目）

第２条　受注者は、本工事の建設資材利用量及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が１００万円以上の工事は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年にまたがる工事の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータ及び帳票は、「資源有効利用促進法」で定められた「再生資源利用{促進}計画書（実施書）の作成」を兼ねるものとする。

２　調査対象品目は次のとおりとする。

（１）搬入する建設資材

コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、砕石、塩化ビニル管・継手、石膏ボード、その他の建設資材

（２）搬出する建設副産物

コンクリート塊、建設発生木材（建設リサイクル法第２条に基づく特定建設資材廃棄物である木材が廃棄物になったもので、解体工事によって生じる木くず、新築工事によって生じる木材の端材など）、アスファルト・コンクリート塊、その他がれき類、建設発生木材（上記以外の伐木材、除根材など）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃塩化ビニル管・継手、廃プラスチック（廃塩化ビニル管、継手を除く）、廃石膏ボード、紙くず、アスベスト(飛散性)、その他の分別された廃棄物、建設発生土

（作業手順）

第３条　建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、受注者が行うものとする。

（１）「再生資源利用{促進}計画書」及び「再生資源利用{促進}実施書」をCOBRISを用いて作成することを原則とする。これによらない場合は、事前に監督員と協議の上、作成様式・提出形態（書面・CD-R等）について決定すること。

（２）書面及びデータ（CD-R等）で提出する。ただし、コブリス・プラスにて作成する場合は、データの提出は不要とする。

現場代理人等の氏名等の取扱に関する仕様書

（目的）

第１条　本仕様書は、公共工事の実施の円滑化を図ると共に、市民サービスに資することを目的に定めるものとする。

（対象とする工事等）

第２条　相模原市が発注する工事、委託等（以下「工事等」という。）にあって、現場代理人又は現場責任者となりうる者（以下「現場代理人等」という。）を配置する工事等を対象とする。

（氏名等の公表）

第３条　工事等の現場代理人等の氏名、会社名及び連絡先について、工事のお知らせや工事標示板等に明示し公表を行うものとする。

施工体制台帳等の作成に関する仕様書

（適用）

第１条　本仕様書は、相模原市が発注する公共工事における施工体制台帳の作成並びに外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般事項）

第２条　受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について（通知）」（令和3年3月2日付け国不建第404～405号）、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

※一次下請人となる警備会社がある場合は、警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載すること。

（施工体制の確認）

第３条　受注者は、現場施工体制について、「施工体制台帳等活用マニュアル」及び「施工体制台帳等のチェックリスト」等により監督員の確認を得なければならない。

２　「施工体制台帳等活用マニュアル」及び「施工体制台帳等のチェックリスト」は、必要に応じて国土交通省のホームページからダウンロードすること。

「施工体制台帳等活用マニュアル」

https://www.mlit.go.jp/common/001067896.pdf

「施工体制台帳等のチェックリスト」

https://www.mlit.go.jp/common/001067897.pdf

（補則）

第４条　本仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

工事写真の電子納品に関する仕様書【営繕工事編】

（趣旨）

第１条　「工事写真の電子納品に関する仕様書【営繕工事編】」（以下「本仕様書」という。）は、営繕工事における写真を電子媒体で提出する場合の仕様を定めたものである。

（工事写真の提出）

第２条　工事写真は工事種目又は分類毎に整理することを標準とし、整理方法については発注者と協議のうえ決定するものとする。提出にあたっては、決定した整理方法に基づき分類したフォルダを作成のうえ、これに格納し、電子媒体にて提出するものとする。

（属性情報）

第３条　工事写真については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和５年版）による工事写真撮影ガイドブック　建築工事編及び解体工事編／電気設備工事編／機械設備工事編」（最新版）に基づき電子納品を行うこととし、ＸＭＬ形式の管理ファイルは作成せず、属性情報による管理も行わない。

（フォルダ構成）

第４条　受注者は、フォルダ作成にあたり、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和５年版）による工事写真撮影ガイドブック　建築工事編及び解体工事編／電気設備工事編／機械設備工事編」（最新版）に示されるフォルダ構成例を参考とし、各工事内容に合わせ、適宜作成するものとする。

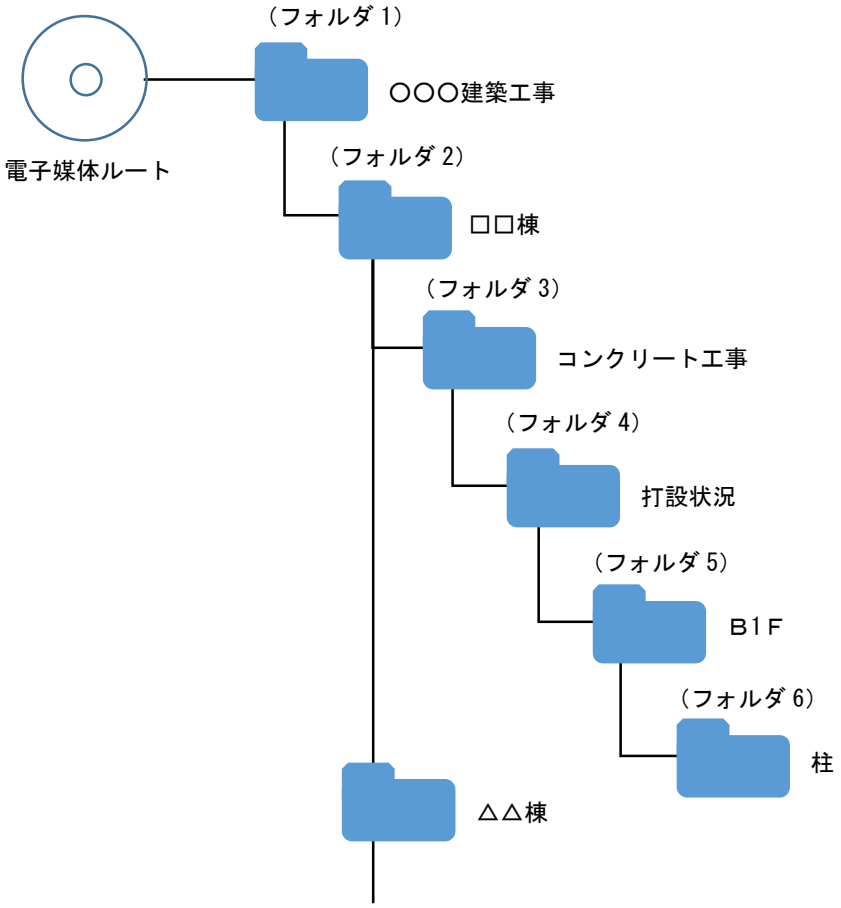

（フォルダ構成参考例）

（電子媒体）

第５条　受注者は、成果品の電子納品において、納品に使用する媒体は以下の項目に従うものとする。

（１）納品に使用する媒体は、ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ（以下「電子媒体」という。）とする。

（２）電子媒体のフォーマットは、発注者と協議の上決めるものとする。

（３）電子媒体には、以下の情報を直接印刷又は記入し、シール等の貼り付けは行わないこと。

ア　工事番号

イ　工事名称（工事写真）

ウ　作成年月日

エ　発注者氏名

オ　受注者名称

カ　何枚目／総枚数

キ　ウイルスチェックに関する情報
ク　フォーマット形式
ケ　発注者署名欄
コ　受注者署名欄

（格納データ）

第６条　受注者は、撮影した画像データ、撮影項目、写真の説明を表示した（書式等の指定なし）写真ファイルを作成することとし、ファイル形式はＰＤＦ形式とする。

＜写真ファイル作成例＞

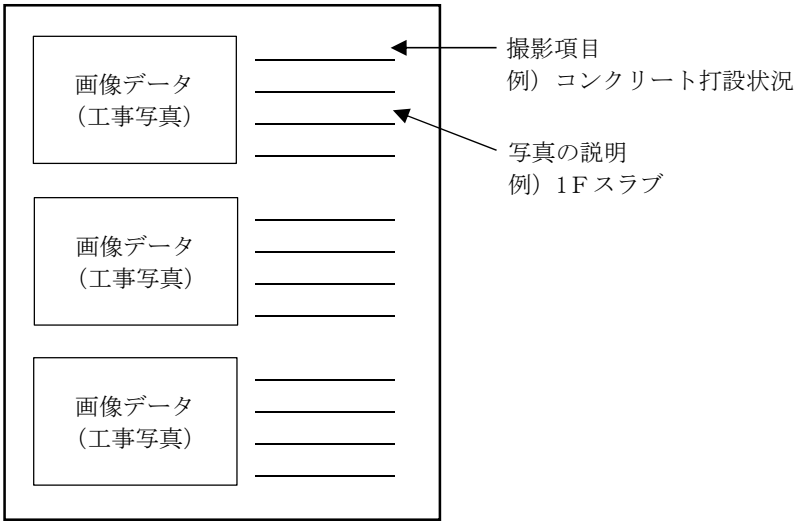

２　写真ファイルの作成に用いた画像データは写真ファイルと同じフォルダに格納する。

３　写真ファイルのみでは施工内容が不明確な場合は、説明文や説明図などをテキストファイル又はビットマップファイルなどに編集した、説明文ファイル及び説明図ファイルを作成する。説明すべき写真ファイルを格納しているフォルダに写真ファイルと同一名称（拡張子だけが異なる）ファイルとして保存する。

＜例＞

12345678.pdf（写真ファイル）という名称の写真ファイルを説明するテキストファイル名称

12345678.txt（上記写真ファイルに対応する説明用テキストファイル）

12345678.bmp（上記画写真ファイルに対応する説明用ビットマップファイル）

（格納データの仕様）

第７条　格納する写真ファイル、画像データ、説明文ファイル及び説明図ファイルのファイル名に使用する文字は、半角英数字及び全角文字とする。ファイル名の文字数は全角文字６４文字以内（拡張子含む）とする。ただし、電子媒体のフォーマットに起因する制限がこれよりも厳しい場合は、電子媒体のフォーマットに起因する制限に従

うこととする。

2　受注者は、電子納品において、納品前には必ず各項目に従ってウイルス対策を行う。

（1）受注者は、納品すべき電子媒体が完成した時点で、ウイルスチェックを行う。

（2）ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、信頼性の高いものを利用する。

ア　最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。

イ　電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日（西暦表示）を明記する。

3　電子データを作成する上での使用文字については、以下の各項目に従うものとする。

（1）半角文字は、ＪＩＳ　Ｘ　０２０１　で規定されている文字から片仮名用図名文字を除いたラテン文字用図形文字のみとする。

（2）全角文字は、ＪＩＳ　Ｘ　０２０８　で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字のみとする。

（ＣＤ－Ｒへの記載例）

（有効画素数）

第８条　写真ファイルに使用する画像データの有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。

（１）有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標（約１３０万画素（１２８０×９６０）～約２００万画素（１６００×１２００）程度）として設定する。

（２）不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、適切な有効画素数を設定する。

（検査）

第９条　電子成果品として納品された電子データでの検査とし、検査に必要な機器は受注者にて準備する。

附　則

本仕様書は、令和６年４月１日から施行する。